



令和 8 年度 保育所等入所申込のてびき

保育所（園）は、保護者が仕事や病気などの事情により、保護者が家庭で子どもを保育できない場合に、0～5歳児のお子さんをお預かりして保育を行う施設です。

このご案内での保育所とは、「認可保育所」「認定こども園（保育利用）」「小規模保育事業」「へき地保育所（認可外保育所）」をいいます。

- 1 芽室町保育所等の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 2 保育所の入所申込みができる方・・・・・・・・・・P1
- 3 教育・保育給付認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1、2
- 4 入所の申込み（受付から決定までの流れ）・・・・・・P2～4
- 5 申込に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4、5
- 6 利用者負担額（保育料）・・・・・・・・・・・・・・・・P6
- 7 保育施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7、8
- 8 保育施設入所選考基準・・・・・・・・・・・・・・・・P9、10
- 9 よくある質問について（ならし保育など）・・・・・・P10

別添 電子申請操作手順書



芽室町



1 芽室町保育所等の種類

認可保育所…施設の広さや保育士の数など、一定基準を満たして認可された保育所です。

認定こども園…幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持った施設です。

小規模保育事業…0～2歳の子どもを少人数で預かる事業（施設）です。

へき地保育所（認可外保育所）…交通条件等に恵まれない地域において、子どもを預かる施設です。

※幼稚園、認定こども園の幼稚園部分の利用を希望する場合は、各施設に直接お問い合わせください。

2 保育所の入所申込みができる方

- 芽室町内に住民登録（住民票）がある方で、子どもの保護者（父・母の両方、ひとり親の場合はその方）が次の「保育の必要性事由」のいずれかに該当し、保育を必要とする場合に入所申込みができます。

保育の必要性事由（保護者の状態）		保育所を利用できる期間
就 労	就労時間が月 48 時間以上である方	就労を継続している期間
妊 娠・出 産	妊娠中、出産後間がない方	産前2か月、産後2か月
疾病・障がい	保護者が疾病、負傷、身体や精神に障がいがある方	町が必要と認める期間
介護・看護	同居親族を常時介護している、または看護している	町が必要と認める期間
災 害 復 旧	災害を受け、復旧に当たる必要がある方	町が必要と認める期間
求 職 活 動	求職活動を継続的に行う方	90 日間 ※ ¹
就 学	学校や職業訓練校等に通う方	卒業予定日が属する月の月末まで
虐 待・DV	児童虐待、虐待・DV のおそれがある方	町が必要と認める期間
育 児 休 業	育児休業により継続して利用が必要な方 ※ ²	下のお子さんが3歳になるまで

※¹ 求職活動期間中の入所中のお子さんの継続入所期間は 90 日間です。90 日経過前に就労証明書の提出がない場合は退所となります。

※² お子さんが保育所入所中に下のお子さんが生まれ、勤め先から育児休業を取得された場合に限りです。育児休業を理由に新規入所することはできません。

- 毎年9～10月頃に、現況届（保育を必要とする事由や世帯の状況の届出）を提出いただきます。

3 教育・保育給付認定

- 保育所を利用する場合は、利用のための「認定」を受けていただきます。認定の申請と保育所の入所申込みは、一緒に行うことができます。

認定区分	子どもの年齢	保育の必要性事由	利用できる施設	保育時間
2号認定	3歳以上	あり	保育所 認定こども園（保育利用）	保育標準時間 ※ ¹ 保育短時間 ※ ²
3号認定	3歳未満	あり	保育所 小規模保育事業 認定こども園（保育利用）	

※¹ 保育標準時間…7:30～18:30 の 11 時間の保育時間

（保護者の就労時間が月 120 時間以上）

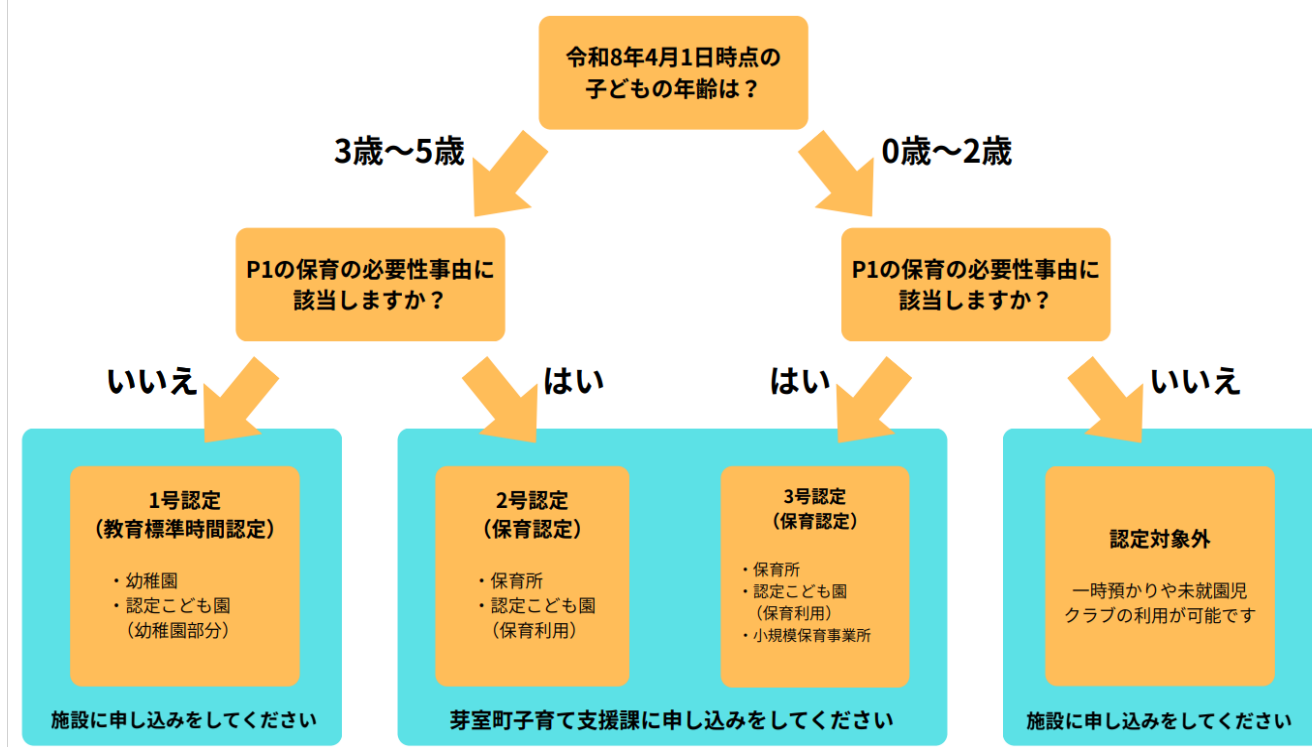
※² 保育短時間……7:30～18:30 の間で申請時に保護者が設定した 8 時間の保育時間

（保護者の就労時間が月 48 時間以上 120 時間未満）

上記の時間を超えて保育を利用する場合は延長保育料が発生します。

料金については各施設にお問い合わせください。

- 認可保育所、認定こども園（保育利用）、小規模保育事業所については土曜保育も実施しています。



4 入所の申込み

1 申込期間

(1) 一斉申込（第1次選考対象）

受付期間 令和7年10月1日（水）～令和7年10月31日（金）	
電子申請	10月1日（水）正午から入力可能になります。 10月31日（金）午後11時59分までに入力を完了してください。 24時間、土・日・祝日も申請可能です。電子申請操作手順書をご覧ください。
窓口申請	10月31日（金）午後5時30分必着で申請書類を提出してください。
郵送申請	受付時間 平日 午前8時45分～午後5時30分（土日祝日不可） 受付場所 芽室町東2条2丁目14番地 役場庁舎1階西側 4 番子育て支援課窓口

(2) 第2次募集申込受付（第2次選考対象）

受付期間 令和7年11月3日（月）～令和7年11月30日（日）	
電子申請	11月3日（月）正午から入力可能になります。 11月30日（日）午後11時59分までに入力を完了してください。 24時間、土・日・祝日も申請可能です。電子申請操作手順書をご覧ください。
窓口申請	11月28日（金）午後5時30分必着で申請書類を提出してください。
郵送申請	受付時間 平日 午前8時45分～午後5時30分（土日祝日不可） 受付場所 芽室町東2条2丁目14番地 役場庁舎1階西側 4 番子育て支援課窓口

(3) 令和8年度随時申込の受付期限

入所希望月が5月以降の随時申込みは、入所希望月の2か月前の月から利用調整（施設側の準備、面談調整など）を行います。最終締め切りは次のとおりですが、入所希望月の3か月前の月末までの提出をおすすめします。ただし、ご家庭の状況に応じて施設と受け入れ態勢を調整しますので、随時ご相談ください。

入所月	最終締切日	入所月	最終締切日	入所月	最終締切日
4月	R8.1.31	8月	R8.5.31	12月	R8.9.30
5月	R8.2.28	9月	R8.6.30	1月	R8.10.31
6月	R8.3.31	10月	R8.7.31	2月	R8.11.30
7月	R8.4.30	11月	R8.8.31	3月	R8.12.28

《注意事項》

- ・ 第1次選考で出生前に申込みをする場合、令和8年9月までの入所を条件とし、令和8年10月以降に入所する場合は、第2次選考からの申込みとなります。
- ・ 第2次選考は、第1次選考より優先順位が低くなるため、空きのある施設へのご案内になります。ただし、次年度以降に施設の転園を希望する場合、空き状況によっては転園が可能です。（※改めて申請が必要になります。）
- ・ 第1次選考期間中に求職活動を事由に申込みをする場合、第2次選考の対象となりますので、優先順位が低くなります。
- ・ 書類に不備があると、受付できない場合があります。
- ・ 最終締切日以後の申込みは受付できませんので、必ず期日までに余裕をもって申込みをしてください。
- ・ 電子申請の場合、申請状況の把握にタイムラグが生じます。また、申請内容に関して子育て支援課児童係（0155-62-9733）から確認のお電話をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

2 申込方法

★電子申請（詳しくは、別添の電子申請操作手順書をご覧ください。）

- (1) 必要な情報を画面に入力
- (2) 保育の必要性事由を証明する書類（P4～P5を参照）を（写真でも可）添付
- (3) 電子証明書のパスワードを入力

★窓口申請

- (1) 申請児童と保護者のマイナンバーカード（個人番号通知カード）をお持ちください（お持ちの方）
- (2) P4～P5に記載されている書類をお持ちください。

★郵送申請

町の申請様式とP4～P5をに記載されている書類を同封し、下記までご郵送ください。

〔〒082-8651 北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地 子育て支援課児童係あて〕

＜おねがい＞

保育所の入所に当たり、お子さんに特別な配慮・支援が必要な場合は、日中の保育はもちろん、保育士の配置やご家庭との関係を築くことが大変重要になりますのであらかじめご相談ください。また、希望する保育施設の保育士が不足している場合、第2希望以降の施設をご案内させていただく場合がありますので、ご理解願います。



3 申請書類の入手方法

- ・役場庁舎 1 階西側 4 番子育て支援課窓口 子育て支援課児童係にて配布
- ・芽室町ホームページ（ページの下の方）からダウンロード、印刷

URL : <https://www.memuro.net/administration/soshiki/kosodateshien/boshi-fukushi/hoikusyobosyu.html>



こちらのQRコードからアクセスしていただくと、ダウンロードできます。

4 結果のお知らせ

申込数が定員を上回る場合は、芽室町保育所入所選考要綱に基づき、総合的に保育の必要性を判定し、利用決定します。

申込時期	入所希望月	利用決定通知	支給認定証の送付
受付開始月～ 11 月末まで	4 月入所	令和 7 年 12 月下旬	令和 8 年 1 月下旬
	5 月以降		入所希望月の前月末
12 月以降	4 月入所	令和 8 年 1 月下旬	令和 8 年 1 月下旬
	5 月以降	令和 8 年 3 月以降	入所希望月の前月末

※ 選考対象（第 2 希望以降）となった場合のみお電話にてご連絡いたします。

5 面談等について

令和 8 年 4 月入所に向けて、1～3 月に保育所ごとに面談を実施します。各施設から直接保護者へご案内（かしわ保育園・てつなん保育所・ひだまり保育所は 4 の支給認定証の送付にご案内を同封、その他の施設は電話連絡もしくは別途通知）いたします。年度途中入所の場合は、入所希望月の約 1 か月前に施設から直接電話連絡いたします。

5 申込に必要な書類

- ・ご家庭の状況に応じて以下の必要な書類をすべてそろえてからご提出ください。

① 教育・保育給付認定申請書

※ 申込む児童 1 人につき、1 枚作成してください。

② 保護者（父母）の「保育の必要性事由」の確認に必要な書類

※ 以下の父母それぞれの保育の必要性事由に応じた書類が必要です。電子申請で添付する場合は、写真もしくは PDF で添付してください。

事由	提出書類・作成上の注意
就労	●「就労証明書」 ・原則、内容に変更がない場合に限り、証明日から 3 か月以内が有効です。 ・育児休業明けでの入所申込みは、「育児休業」欄（就労証明書 10,11）の記載も必要。 ・入所希望月時点で就労予定の方も就労（予定）証明書として提出可能です。
妊娠・出産	●「母子健康手帳」の写し ・表紙と出産予定日のページが必要です。
疾病	●医師の「診断書」の写し ・ご自宅で保育できない理由や必要な療養期間を記入してもらってください。

障がい	●「障害者手帳」の写し ・手帳名、手帳番号、障がい等級、住所氏名、有効期間が分かるページ分が必要です。
介護・看護	●対象者の「介護保険被保険者証」や「介護保険資格者証」の写し、または「介護・看護が必要と分かる医師の診断書」など
災害復旧	●災害に遭ったことを証明する「罹災証明書」など ・火災の場合は芽室消防署予防課、風水害・地震などの場合は総務課危機対策係で発行。
求職活動	●「求職活動に関する申立書」 ・様式は、4ページ③申請書類の入手方法を参照。 ●「ハローワーク受付票」、または「求人サイトの登録画面」などの写し
就学	●「在学証明書」や「学生証」の写し ・これから願書を提出する場合は、「願書」の写しや「入学案内資料」などを添付書類とし、入学が決まった場合は、すみやかに「入学通知書」などの書類の写しを提出。
虐待・DV	●「公的機関から発行された証明書」の写し ・児童虐待やDVなどに関し、警察署や行政（市区町村）などが発行する書類の写し

③ 所得課税証明書（該当の方のみ）

※ 入所希望日時点で芽室町に住民票がない保護者（父もしくは母）がいる場合に必要です。

4月～8月に入所する場合は**令和7年度**、9月以降に入所する場合は**令和8年度**分が必要です。

★ 世帯に在宅障がい児（者）がいる場合…

保育料の減免が適用となる場合がありますので、その方の手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害年金証書）の写しを提出してください。

6 利用者負担額(保育料)

- ・利用者負担額は、原則父母の市町村民税所得割額によって決定します。
- ・3歳から5歳までの利用者負担額は、無料です。(行事・教材費などは別途実費徴収となります。)
- ・0歳から2歳までの利用者負担額は、下記のとおりです。
- ・4～8月分は前年度の市町村民税、9月～翌年3月分は当年度の市町村民税を対象に、利用者負担額を決定します。なお、保育料の年齢区分は、お子さんの4月1日時点での年齢になります。

(令和元年10月1日から適用/単位:円)

階 層	区 分		3歳未満児(4/1 時点)		3歳以上児(4/1 時点)	
			保育 標準時間 (11 時間)	保育 短時間 (8 時間)	保育 標準時間 (11 時間)	保育 短時間 (8 時間)
第 1	生活保護法による被保護世帯		0	0	無料	
第 2	市町村民税非課税世帯		0	0		
第 3	市町村民税均等割のみの世帯		13,650	9,920		
第 4	市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	48,600 円未満	16,570	12,050		
第 5		48,600 円以上 69,000 円未満	24,000	17,450		
第 6		69,000 円以上 84,000 円未満	27,000	19,630		
第 7		84,000 円以上 114,000 円未満	28,500	20,720		
第 8		114,000 円以上 146,000 円未満	30,000	21,810		
第 9		146,000 円以上 193,000 円未満	37,820	27,500		
第10		193,000 円以上 229,000 円未満	44,500	32,360		
第11		229,000 円以上 331,000 円未満	61,000	44,360		
第12		331,000 円以上	80,000	58,180		

- ※ 第2子の3歳未満児が入所した場合の利用者負担額は半額、第3子以降の3歳未満児が入所した場合は無料となります。
- ※ 市町村民税所得割額 169,000 円未満(年収約 640 万円未満相当)の世帯で、第2子以降の3歳未満児が入所した場合の利用者負担額は無料となります。
- ※ 市町村民税所得割額 77,100 円以下(年収約 360 万円未満相当)のひとり親世帯等の利用者負担額は無料となります。

ご自宅で保育料を試算したい方は次の方法で調べることができます！

- ①毎年、町もしくは職場から配布される「令和〇年度 給与所得等に係る町民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」(緑色の細長い紙)もしくは「所得課税証明書」を用意
- ②「町民税所得割額⑥」もしくは「市町村民税所得割額」の父母それぞれの額を合計
※税額控除のうち、「配当控除」「住宅借入金特別控除」「配当割額・株主等譲渡所得割額」「寄附金税額控除」「外国勢控除」を受けている方は、「町民税所得割額⑥」にこれらの控除額を足します。
- ③上の表の「区分」に照らし合わせる
※ 保育料は4～8月までを前年度分、9月～3月までを当年度分の住民税額で算定します。

7 保育施設一覧

社会福祉法人 十勝立正福祉事業会 めむろかしわ保育園				<table><tr><th colspan="2">保育時間</th><th colspan="2">延長保育</th></tr><tr><td>平日</td><td>土曜日</td><td>平日</td><td>土曜日</td></tr><tr><td>7:30～18:30</td><td>7:30～18:00</td><td>～19:00</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="4">その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）</td></tr></table>	保育時間		延長保育		平日	土曜日	平日	土曜日	7:30～18:30	7:30～18:00	～19:00	—	その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）			
保育時間		延長保育																		
平日	土曜日	平日	土曜日																	
7:30～18:30	7:30～18:00	～19:00	—																	
その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）																				
施設区分	認可保育所	電話番号	0155-62-2688	一時預かり事業（一般型）実施施設 実費徴収なし（3歳以上児は主食の持参をお願いしています。）																
郵便番号	082-0014	住 所	東4条5丁目2番地																	
保育年齢	6か月～	全体定員	200名																	

社会福祉法人 十勝立正福祉事業会 めむろてつなん保育所				<table><tr><th colspan="2">保育時間</th><th colspan="2">延長保育</th></tr><tr><td>平日</td><td>土曜日</td><td>平日</td><td>土曜日</td></tr><tr><td>7:30～18:30</td><td>7:30～18:00</td><td>～19:00</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="4">その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）</td></tr></table>	保育時間		延長保育		平日	土曜日	平日	土曜日	7:30～18:30	7:30～18:00	～19:00	—	その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）			
保育時間		延長保育																		
平日	土曜日	平日	土曜日																	
7:30～18:30	7:30～18:00	～19:00	—																	
その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）																				
施設区分	認可保育所	電話番号	0155-62-2249	「病後児保育室おひさま」病後児保育実施施設 「芽室町子育て支援センターげんき」併設 実費徴収なし（3歳以上児は主食の持参をお願いしています。）																
郵便番号	082-0062	住 所	西2条南6丁目1番地																	
保育年齢	6か月～	全体定員	120名																	

芽室町 ひだまり保育所				<table><tr><th colspan="2">保育時間</th><th colspan="2">延長保育</th></tr><tr><td>平日</td><td>土曜日</td><td>平日</td><td>土曜日</td></tr><tr><td>7:30～18:30</td><td>7:30～18:00</td><td>～19:00</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="4">その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）</td></tr></table>	保育時間		延長保育		平日	土曜日	平日	土曜日	7:30～18:30	7:30～18:00	～19:00	—	その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）			
保育時間		延長保育																		
平日	土曜日	平日	土曜日																	
7:30～18:30	7:30～18:00	～19:00	—																	
その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）																				
施設区分	認可保育所	電話番号	0155-62-9930	「みなみっこ児童館」併設、広域入所児童受入施設（要協議） 日曜日、祝日の特別保育期間あり、実費徴収なし（3歳以上児は主食の持参をお願いしています。） 南小学校校区内在住児童の優先受入あり																
郵便番号	082-0081	住 所	新生南6線25番地1																	
保育年齢	6か月～	全体定員	50名																	

学校法人 十勝立正学園 幼稚園型認定こども園 芽室幼稚園				<table><tr><th colspan="2">保育時間</th><th colspan="2">延長保育</th></tr><tr><td>平日</td><td>土曜日</td><td>平日</td><td>土曜日</td></tr><tr><td>7:30～18:30</td><td>7:30～18:00</td><td>～19:00</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="4">その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）</td></tr></table>	保育時間		延長保育		平日	土曜日	平日	土曜日	7:30～18:30	7:30～18:00	～19:00	—	その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）			
保育時間		延長保育																		
平日	土曜日	平日	土曜日																	
7:30～18:30	7:30～18:00	～19:00	—																	
その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）																				
施設区分	認定こども園	電話番号	0155-62-2049	一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）、地域開放、未就園児クラブ 実費徴収あり（詳しくはQRコードからご覧ください。）																
郵便番号	082-0016	住 所	東6条3丁目2番地																	
保育年齢	1歳児～	全体定員	80名（保育利用）																	

株式会社 百治 家庭保育園トムテのいえ				<table><tr><th colspan="2">保育時間</th><th colspan="2">延長保育</th></tr><tr><td>平日</td><td>土曜日</td><td>平日</td><td>土曜日</td></tr><tr><td>7:30～18:30</td><td>7:30～18:30</td><td>～19:30</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="4">その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）</td></tr></table>	保育時間		延長保育		平日	土曜日	平日	土曜日	7:30～18:30	7:30～18:30	～19:30	—	その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）			
保育時間		延長保育																		
平日	土曜日	平日	土曜日																	
7:30～18:30	7:30～18:30	～19:30	—																	
その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）																				
施設区分	小規模保育施設	電話番号	0155-67-6955	0・1・2歳児のみの保育。 認可外保育（実費）実施施設 実費徴収あり（詳しくはQRコードからご覧ください。）																
郵便番号	082-0061	住 所	西1条南4丁目2番地																	
保育年齢	6か月～	全体定員	19名																	

芽室町 上美生保育所				<table><tr><th colspan="2">保育時間</th><th colspan="2">延長保育</th></tr><tr><td>平日</td><td>土曜日</td><td>平日</td><td>土曜日</td></tr><tr><td>7:30～18:30</td><td>7:30～18:00</td><td>～19:00</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="4">その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）</td></tr></table>	保育時間		延長保育		平日	土曜日	平日	土曜日	7:30～18:30	7:30～18:00	～19:00	—	その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）			
保育時間		延長保育																		
平日	土曜日	平日	土曜日																	
7:30～18:30	7:30～18:00	～19:00	—																	
その他・特記事項（利用者負担額以外の実費徴収など）																				
施設区分	へき地保育所	電話番号	0155-62-9733 （子育て支援課）	農村地域、認可外保育施設。 日曜日、祝日の特別保育期間あり、実費徴収なし（3歳以上児は主食の持参をお願いしています。）																
郵便番号	082-0384	住 所	上美生4線34番地																	
保育年齢	満2歳～	全体定員	50名																	

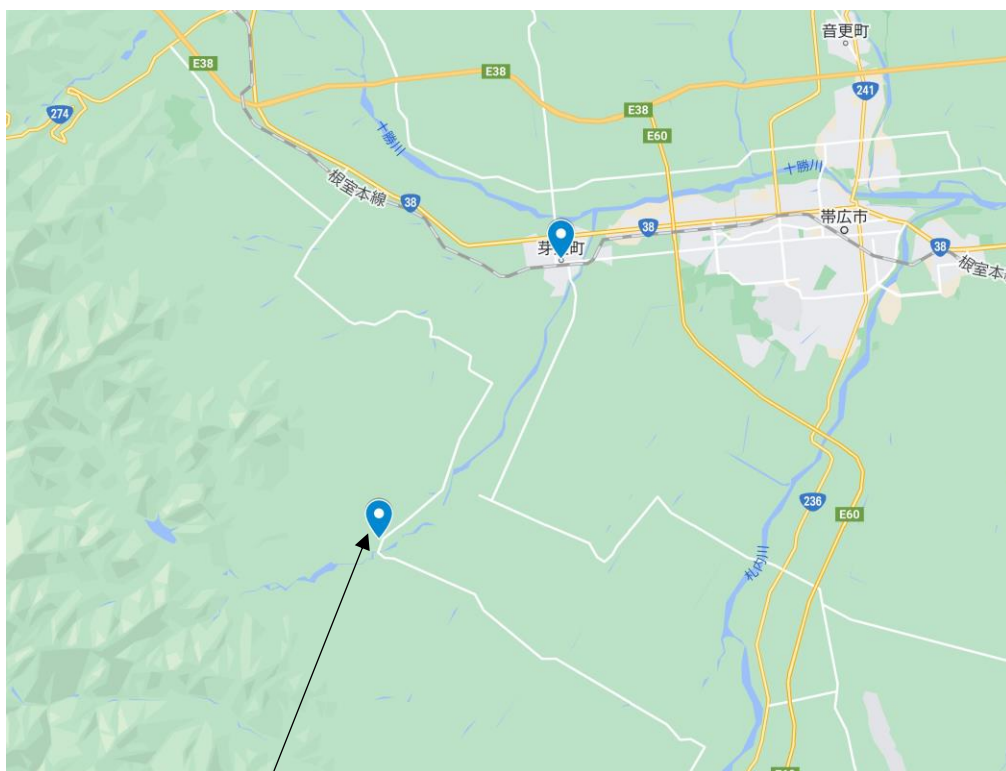
※ QRコードから各施設のサイトを閲覧することができます。

・市街地マップ



-  めむろかしわ保育園
-  めむろてつなん保育所
-  ひだまり保育所
-  芽室幼稚園
-  トムテのいえ

・へき地マップ



上美生保育所

8 保育施設入所選考基準

- ・保育所等の利用調整は、次の表に定める「基準指数」と「調整指数」の合計値に基づき行います。
- ・指数の確認に必要な書類が未提出の場合は、指数値は加算されませんので、ご注意ください。

《 基準指数表 》

入所理由	要 件 ・ 稼 働 時 間 ・ 日 数			保育の実 施基準	指数	
(1)就労(居宅外労働) ※自営含む ※両親共に就労の場合は、 就労時間の少ない方を調査 する。	月の就労時間が160時間以上				10	
	月の就労時間が140時間以上160時間未満				9	
	月の就労時間が120時間以上140時間未満				8	
	月の就労時間が100時間以上120時間未満				7	
	月の就労時間が80時間以上100時間未満				6	
	月の就労時間が48時間以上80時間未満				5	
(2)就労(居宅内労働) ※自営含む ※家事以外 ※両親共に就労の場合は、 就労時間の少ない方を調査 する。	月の就労時間が160時間以上				8	
	月の就労時間が140時間以上160時間未満				7	
	月の就労時間が120時間以上140時間未満				6	
	月の就労時間が100時間以上120時間未満				5	
	月の就労時間が80時間以上100時間未満				4	
	月の就労時間が48時間以上80時間未満				3	
(3)妊娠・出産	年 月 日 出 産 ・ 出 産 予 定				9	
(4)疾病又は障害	障 害	重 度	身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A判定			10
		中 度	身体障害者手帳3・4級又は療育手帳B判定			5
	疾 病	入院中		10		
		自 宅 療 養 中	通院加療中(1年以上)			7
			通院加療中(1年未満)			6
			常時寝たきり			10
			精神障害等で長期加療中			10
(5)常時介護又は看護 (同居親族)	入院付添い(週4日以上)				9	
	入院付添い(週3日以下)				6	
	自宅介護 (高齢者、心身障害者、寝たきり者、病人)				7	
	上記以外の自宅介護				5	
(6)災害	震災・風水害・火災等による家屋の喪失、大破による復旧作業中				10	
	上記発生年月日 年 月 日					
(7)求職活動	求職のため日中、外出を常態とする				2	
(8)就学	就学により日中児童の保育が出来ない場合(週3日以上通学)				8	
	就学により日中児童の保育が出来ない場合(週2日以下通学)				5	
(9)虐待・DV	虐待やDVまたはその恐れがあるとき				7	
(10)特例	別居の親族等の介護(主たるもの)				6	
	入所児童の心身発達のため公的機関が認めたもの				5	

《 調整指数表 》

類 型	細 目	指数
(1)子どもの状況	申請児童が障がいを持っている場合	+2
(2)世帯の状況	ひとり親世帯で同居親族がいない場合	+3
	ひとり親世帯で同居親族がいる場合	+2
	準ひとり親世帯（単身赴任者で別居）	+1
	多子世帯 満18歳未満の者(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間の者を含む)が2人	+1
	多子世帯 満18歳未満の者(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間の者を含む)が3人以上	+2
	健康で未就労の同居の65歳未満の者がいる場合	△2
(3)家庭の状況	自営業で、大型機械、劇薬、刃物等を扱い児童にとって危険な場合	+1
(4)特例	前年度待機児童対策として認可外保育施設に入所していた児童	+2
	小規模保育施設等の地域型保育事業の卒園児	+1
	保護者が保育業務に従事する場合	+1

別表第3（第2条関係）

《 同一指数の場合における優先順位 》

- 1 基準指数が高い者を優先する。
- 2 上記においても同位となった場合は、次により判断する。

類 型	細 目	指数
(1)世帯区分	生活保護世帯	+3
	市町村民税非課税世帯	+2
(2)保育料の滞納状況	選考を行う年度の12月1日時点で6か月分以上12か月分未満の保育料の滞納がある場合	△2
	選考を行う年度の12月1日時点で12か月分以上の保育料の滞納がある場合	△3

9 よくある質問について

問. 入所希望施設は第3希望まで書いた方がよいですか？

（答）入所希望施設の定員を超過する申込があり、入所選考を行った結果、第2希望、第3希望になってしまう場合がありますので、必ず記入をお願いします。

問. 出生前に入所申込みすることは可能ですか？

（答）保護者の就労が確認できる場合（産前産後休暇中、育児休業中含む）は受付しますが、令和7年9月までの入所を条件とします。10月以降の途中入所については、11月以降（第2次選考対象）の受付となり、空きのある施設へのご案内となります。

問. ならし保育はありますか？

（答）入所後無理なく保育所での生活に慣れるために、通常の保育時間を短縮して「ならし保育」が実施されます。期間は原則2週間程度で、例えば、最初の1週間は12時頃まで、次の1週間は15時頃までになります。育児休業を取得されている方は慣らし保育期間を考慮し、復職日の一カ月前から入所することができます。なお、4月1日から入所の場合は、3月にならし保育を行うことは入所定員の関係上困難です。4月上旬がならし保育期間となります。

問. 施設の見学は可能ですか？

（答）施設によって対応が異なりますので、各施設に直接ご相談ください。

問. 一斉申込（第1次選考）の時点で、定員を超過することはありますか？

（答）令和6年度は4件超過し、第2希望の施設へご案内しましたが、私的待機を除いて、芽室町では平成30年度から待機児童は発生していません。

メモ

申請前に必ずお読みください

令和 8 年度保育所等入所申込

電子申請操作手順書

- 兄弟姉妹で同時に申込をする場合は、一人ずつ申請が必要です。
- 就労証明書など添付する書類は一般的な写真データ（jpg、png）または PDF 形式のデータで添付をしてください。

- 1 電子申請に当たっての注意事項・・・・・・・・・・P1、2
- 2 申請項目選択・・・・・・・・・・P3
- 3 申込児童情報、家族情報の入力・・・・・・・・・・P4
- 4 家庭の状況、入所希望日・施設、必要性の事由、利用曜日・時間の入力・・・P5
- 5 保育必要量、税情報提供の同意、書類添付、申込完了・・・・P6



芽室町役場子育て支援課

必ずお読みください

電子申請にあたっての注意事項①

■申請前の準備について

1. マイナンバーカードについて

- ぴったりサービスによる電子申請では、マイナンバーカード及びマイナンバーカードを読み取るためにマイナポータルアプリのインストールが必要です。
マイナンバーカードの代わりに、スマホ用署名用電子証明書を設定済みのスマートフォンもご利用いただけます。
また、カードに設定された各種パスワード、暗証番号の入力があります。

2. 申請に必要な機器類について

- 今回の申請はスマートフォン、パソコンどちらかでも申請が可能です。
- Wi-Fi または携帯電話回線でインターネットに接続して申請してください。
(インターネット接続に必要なデータ通信料金は申請者の負担となります。)
- 必要書類を撮影して添付することがありますので、カメラ付きのスマートフォンから申請していただくことをおすすめします。

3. 所要時間と入力項目について

- 入力いただく情報は入所を判定する重要な情報となります。項目が多い点、あらかじめご了承ください。申請に必要な時間の目安は10分～20分程度です。
スムーズな申請となるよう、本資料の次のページより申請に必要な項目をご確認いただき、申請に必要な情報をあらかじめご準備いただくことをお勧めします。
- 重要な情報の入力もれを防ぐため、回答に該当しない方や対象外の場合でも入力をお願いする箇所がございます。

4. 添付するデータについて

- 就労証明書など添付する書類は、一般的な写真データ (jpg、png など) または PDF 形式のデータで添付してください。 Excel 形式等の改変が容易なものは証明書として無効です。

必ずお読みください

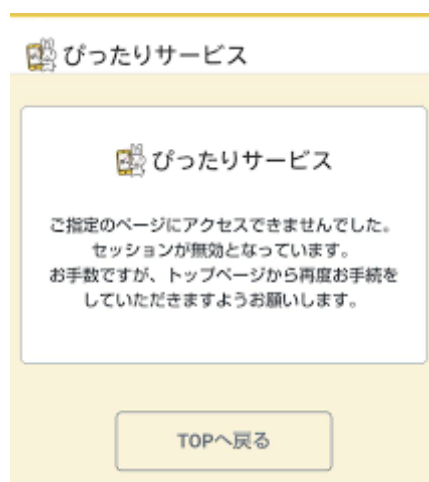
電子申請にあたっての注意事項②

■電子申請画面の操作について

1. ブラウザの「戻るボタン」を絶対に使わないでください。

- 申請情報のセキュリティを守るため、ブラウザの戻るボタンを押すとすべてのデータが消えてしまう設定になっています。前の画面に戻りたい場合は、必ず画面内の「戻る」ボタンを押してください。

ブラウザの戻るボタンを押した場合の画面



2. 申請途中のデータ保存について

- 申請途中のデータを保存する機能があります。申請画面を一番下までスクロールすると「入力内容を保存」というボタンを押して入力内容を「ダウンロード」してください。再開する場合は、「申請再開」のボタンを押して、保存したファイルを選択して再開してください。



申請画面①（申請項目選択）



マイナポータル

さがす 北海道 芽室町

自治体設定

マイナポータルの表示に利用されます。
設定はいつでも変更できます。

都道府県名

北海道

市区町村名

芽室町

設定

キャンセル

ログイン

マイナポータル

さがす 北海道 芽室町

キーワード

#罹災証明・被災証明 #パスポート #国民年金
#給付金 #児童手当 #確定申告 #保険証
#引越し #口座 #国家資格

注目

証明書 住まい こども
健康医療 お金 出入国

ガイド

ログイン

1-1 上記 QR コードを読み取り、申請
サイトに入ってください。

1-2 自治体を設定してください。

1-3 「こども」を選択してください。

教育・保育給付認定現況届

子育て

芽室町から教育・保育給付認定を受けている保護者
に対して、毎年10月頃に労働や疾病の状況などの保
育を必要とする理由の確認を行うものです。確認がで
きないご家庭は、引き続き保育所等の利用ができな
くなります。子育て支援課から保育所等を通して各ご
家庭にご案内いたします。

詳しく見る

保育所等の入所申込

子育て

保育所（園）、認定こども園（保育部分）、小規模
保育施設の入所申込手続きです。この施設を利用す
るには、保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）
を受ける必要があるため、入所申込は教育・保育給
付認定申請（支給認定の申請）も兼ねています。

詳しく見る

児童手当等に係る寄附変更等の申出

子育て

受給資格者が希望する場合、児童手当等の寄附申出
書の内容を変更または撤回する旨を申し出ることが
できます。

詳しく見る

マイナポータル

北海道芽室町

保育所等の入所申込

オンライン申請

制度
保育

対象
芽室町内の保育所（園）、認定こども園（保
育部分）、小規模保育施設の入所を希望する
方

手続を行う人
対象となるお子さんの保護者

概要

保育所（園）、認定こども園（保育部分）、小規
模保育施設の入所申込手続きです。この施設を利用
するには、保育の必要性の認定（教育・保育給
付認定）を受ける必要があるため、入所申込は教
育・保育給付認定申請（支給認定の申請）も兼ね
ています。

申請する

1-4 「北海道芽室町の手続き」の上から
4番目にある「保育所等の入所申込」を選
択し、「詳しく見る」を押してください。

1-5 内容を読み、「申請する」を押
してください。

申請画面②（申込児童情報、家族情報の入力）

申請年月日（入力日）

年号

令和

年 **必須**

6

月 **必須**

10

日 **必須**

1

保護者の氏名

保護者氏名 **必須**



入園を希望する児童の氏名

ふりがな

めむろ はなこ

氏名

芽室 花子

申請する子どもの生年月日

年号

令和

年

6

月

6

日

1



申請する子どもの性別

性別

☐ 男

☒ 女

アレルギーの有無

有無

☐ 有

☒ 無

申請する子どもの障害者手帳の有無

有無

☐ 有

☒ 無

2-1 申請年月日（年号・年・月・日）を入力してください。

2-2 保護者氏名、児童氏名、生年月日を入力してください。

2-3 児童の性別、アレルギーの有無、障害者手帳の有無を選択してください。

申請する子どものマイナンバー（個人番号）

マイナンバー

12～14文字

住所・連絡先

郵便番号（半角） **必須**

0820012

住所（都道府県から） **必須**

北海道 河西郡芽室町 東二条2丁目1 4 番地

父：電話番号（半角）

母：電話番号（半角）

自宅：電話番号（半角）



申請する子どもについての保育の希望

保育の希望の有無 **必須**

☒ 有

☐ 無

年月

申請する子どもの家族（世帯員）の氏名

世帯員1：氏名

芽室 太郎

世帯員1：ふりがな

めむろ たろう

世帯員1：マイナンバー

世帯員1：続柄

父

世帯員1：生年月日（年号）

平成



世帯員1：生年月日（月）

1

世帯員1：生年月日（日）

1

世帯員1：性別

☒ 男

☐ 女

世帯員1：職業または学校名

公務員

世帯員1：同居・別居

☒ 同

☐ 別

世帯員1：障害者手帳等の有無

☐ 有

☒ 無



2-4 マイナンバーは入力しなくても結構です。住所は及び連絡先を入力してください。

2-5 保育の希望有無は必ず「有」を選択。入力欄に従い、世帯員の状況を入力してください。基本、世帯員1が父、世帯員2が母、以降は兄弟・姉妹の順番で入力願います。マイナンバー以外は必ず入力してください。

申請画面③（家庭の状況、入所希望日・施設、必要性の事由、利用曜日・時間の入力）

申請する子どもの家庭の生活保護の適用状況 ②

家庭の状況

- ☐ 生活保護世帯
☐ ひとり親家庭
☐ 離婚・死別
☐ 未婚

ひとり親世帯：年号

値を選択してください。

ひとり親世帯：年

値を選択してください。

ひとり親世帯：月

月

生活保護：年号

- ☐ 昭和
☐ 平成
☐ 令和

生活保護：年

値を選択してください。

3-1 家庭の状況について、該当する状況があれば選択してください。ない場合は、何も選択しなくて結構です。

保育の利用を希望する期間 ②

開始：年号

令和

開始：年 必須

7

開始：月 必須

4

開始：日

1

終了：年号

値を選択してください。

終了：年

値を選択してください。

終了：月

月

3-2 利用開始日と終了日を選択してください。未定の場合でも、年と月は必ず選択してください。卒園まで希望する場合は、終了日を選択しなくて結構です。

保育の利用を希望する施設（事業者）の名称 ②

希望施設 必須

めむろかしわ保育園

理由 必須

兄が通っていたため。

希望施設 必須

めむろてつなん保育所

理由 必須

自宅から近いため。

希望施設 必須

家庭保育園トムテのいえ

理由 必須

自宅から近いため。

3-3 利用希望施設を選択してください。選考の結果次第では第2希望以降になる可能性がありますので、第3希望まで必ず選択してください。

保育の利用を必要とする理由 ②

保護者1：続柄

父

保護者1：必要とする理由

- ☒ 就労
☐ 妊娠・出産
☐ 疾病・障害
☐ 介護等
☐ 災害復旧
☐ 就職活動
☐ 就学
☐ その他

保護者1：その他の場合

保護者1：具体的な状況（勤務先、就学時間・日数等や疾病の状況など）

芽室町役場
8時45分から17時30分 月20日

保育の利用を必要とする理由 ②

保護者2：続柄

母

保護者2：必要とする理由

- ☒ 就労
☐ 妊娠・出産
☐ 疾病・障害
☐ 介護等
☐ 災害復旧
☐ 就職活動
☐ 就学
☐ その他

保護者2：その他の場合

保護者2：具体的な状況（勤務先、就学時間・日数等や疾病の状況など）

保護者2：備考

3-4 保護者1（父）の保育の利用を必要とする理由と、具体的な状況を入力してください。

3-5 保護者2（母）も3-4と同様に選択・入力してください。

保育の利用を希望する曜日 ②

曜日

- ☒ 月
☒ 火
☒ 水
☒ 木
☒ 金
☐ 土

希望する利用時間

保育の利用を希望する時間 ②

開始時間（時）

7

開始時間（分）

30

終了時間（時）

18

終了時間（分）

30

3-6 保育を利用する曜日・時間を入力してください。

申請画面④（保育必要量、税情報提供の同意、書類添付、申込完了）

保育の利用を希望する保育必要量

?

希望する保育必要量

必須

☒

保育標準時間（１１時間保育）

☐

保育短時間（８時間保育）

税情報等の提供に当たっての同意

?

保護者氏名

芽室　太郎

次へすすむ

📌 入力中の申請データを保存する

< 戻る

↑

4-1 保育必要量を選択します。署名欄に入力後、「次へすすむ」を押してください。


マイナポータル

← 申請ナビ

北海道芽室町
保育所等の入所申込（完了率：85%）
step1 ▶ step2 ▶ step3（入力不要） ▶ step4 ▶ step5 ▶ step6

step4 入力内容確認

入力内容に誤りがないか確認してください

申請者情報

氏名（漢字又はアルファベット）
芽室 太郎

氏名（フリガナ）
メムロ タロウ

生年月日
19890108

次へすすむ

4-2 誤りがないか確認してください。

【ご注意ください！】この画面で入力間違いを発見した場合、修正ボタンで再入力してください。

ブラウザの戻るボタンを押してしまうと、入力したすべてのデータが消えてしまいます。

申請者の身分証明書（顔写真付きの場合は1点、写真がない場合は2点）

② 詳しい説明

必須

追加されたファイル

削除

9230BE4B-885E-4E8A-BE04-75D8DA6CE742.png (104.5KB) 

ファイルを追加

保護者1の就労など保育を利用する必要がある証明書（就労証明書など）

② 詳しい説明

必須

追加されたファイル

削除

49E82E25-03C0-4B7F-9F4E-DDA707D329CD.png (108.4KB) 

ファイルを追加



4-3 申請者の身分証明書、保護者1、2の保育
を利用する必要がある証明書を添付してくださ
い。【P1 の4番参照】

マイナポータル

メニュー

申請ナビ

北海道芽室町

保育所等の入所申込（完了率：95%）

step1 ▶ step2 ▶ step3（入力不要） ▶ step4 ▶ step5 ▶ step6

step6 電子署名・送信・印刷

ご自身のマイナンバーカードか、スマホ用電子証明書を設定済みのスマートフォンで電子署名を実施してください

電子署名には「暗証番号」が必要になります。暗証番号（パスワード）は、利用者様自身が設定した6〜16ケタの英数字です。

暗証番号（パスワード）を5回間違えるとロックされるのでご注意ください。

マイナンバーカードをご利用の場合は、市区町村の窓口で解除の手続きが必要となります。

スマホ用署名用電子証明書をご利用の場合は、マイナポータルアプリからパスワードの初期化を行ってください。

スマートフォンで電子署名

4-4 電子署名を実施してください。
しない場合、「別途書類を求められる」と表示されますが、特に求めませんので無視して構いません。

北海道芽室町
保育所等の入所申込（完了率：100%）

申請完了

申請を正しく受け付けました

step1 申請者情報入力でメールアドレスを入力していた場合、受付完了の通知をお送りしていますのでご確認ください

申請先窓口
北海道 芽室町

今回申請された手続
保育 保育所等の入所申込

受付番号

申請先窓口からのお知らせがございます。
【芽室町子育て支援課より】
保育所等入所申し込みが完了しました。
※年度途中のお申込みの場合は、空きのある施設へのご案内となりますので、ご希望に添えない場合や申込を却下する場合があります。申請書が届き次第、入所調整のためこちらからお電話いたします。

4-5 「申請完了」と表示されたら申込
終了です。申請様式をダウンロードする
ことができますので、控えておくことを
おすすめします。